

平成30年度第12回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成31年3月26日 午後2時00分							
閉会日時	平成31年3月26日 午後4時10分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (16名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗		
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸			16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (3名)	4	平田 光昭	12	奈留 敏弘	15	岩田 弘孝		
推 進 委 員 出 席 委 員 (19名)		野平 荘二		坂井 平人		松本 芳一		畑田 幸彦
		山田 全		出口 傳		藤田 道則		平山 勇市
		梁瀬 敏夫		川口 誠一		中村 誠		中村 利幸
		寺内 和彦		川端 敏広		吉谷 吾市		四辻 嘉之
		岩谷 聖		片町 利則		深松 誠		
欠 席 委 員 (3名)		大石 勝		木場 兵次		小原 英樹		
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富江：伊賀紀子主幹 三井楽：野口良美係長 岐宿：月川美香主査 奈留：村木博信係長							

議 題	件 名	結 果
議案第 71 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
議案第 72 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 73 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可 決
議案第 74 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 75 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
議案第 76 号	平成 31 年度農業委員会年間活動計画について	可 決
議案第 77 号	平成 31 年度標準農作業受委託料金の改定（案）について	可 決
議案第 78 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

上
程
案
件
及
び
処
理
結
果

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

それでは、平成 30 年度第 12 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、4 番平田光明委員、12 番奈留敏弘委員、15 番岩田弘孝委員から欠席の旨通知があっており、総会の出席数委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日の総会には農地利用最適化推進委員にも出席の案内をしており、推進委員 19 名にも出席をいただいていることを申し添えます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願いいたします。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 12 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 71 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑 1 筆、1,850 m²

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人： 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 親戚より譲り受けて規模拡大する。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、3 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 71 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 1 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 71 号の 2 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田 1 筆、727 m²

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 所有農地に隣接し耕作に便利のため譲り受けて規模拡大する。

譲渡理由： 相手方に譲り渡して規模縮小する。

契約内容： 売買 対価〇〇万円

次に、3月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第71号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第72号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明いたします。4から5ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

次に、議案第72号の1番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

それでは、6 ページの議案第 72 号の 1 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 488 m² 第 1 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 250mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接境界に沿ってブロック塀を設置することで土砂等の流失の恐れはなく、また、建物を平屋建にすることにより近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

○議長

次に、議案第 72 号の 1 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会長報告のあとに行います。それでは、議案第 72 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 72 号の 1 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 72 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第72号の1番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号の1番は許可相当と決しました。〇〇番 〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第72号の2番から6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

次に、7ページをご覧ください。議案第72号の2番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 138 m²

〇〇町〇〇番 畑 77 m²

合計 215 m² 第3種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約500mに位置し、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域の第3種農地となっております。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、原状のまま利用し、隣接境界は地盤より高いコンクリート擁壁を敷設することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地はなく日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。また、隣接する同町316番1（宅地）205.45 m²及び同町317番2（宅地）24.06 m²の合計229.51 m²を事業併用地として使用いたします。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第72号の3番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 241 m² 第3種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（持分2分の1）・〇〇〇〇（持分2分の1）

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約230mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、原状のまま利用し、隣接境界はコンクリート擁壁を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地はなく日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。また、雨水排水は水路（既存側溝）

放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 72 号の 4 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 364 m² 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（持分 2 分の 1）・〇〇〇〇（持分 2 分の 1）

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 230m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣接境界はコンクリート擁壁を設置することで土砂など流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地はなく日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。また、雨水排水は水路（既存側溝）放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 72 号の 5 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 481 m² 第 1 種農地

申請人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、多郎島公園駐車場より南西へ約 500m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、すでに農業用施設が建設されており転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、農業用施設等に供する場合は許可することができるとなっております。

最後に、11 ページをご覧ください。議案第 72 号の 6 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 386 m² 第 2 種農地

譲受人：〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇より南西に約 60m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。

次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってブロック壁を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物の高さを

加減する等の措置を講ずることにより、近隣農地への日照・通風・営農等への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下及び道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 72 号の 2 番から 6 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 72 号の 2 番から 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 72 号の 2 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 72 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

次に、

議案第 72 号の 3 番

所 在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇（持分 1/2） 外 1 名

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

次に、

議案第 72 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇（持分 1/2） 外 1 名

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと

認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 72 号の 5 番と 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 72 号の 5 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 72 号の 5 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、農業用施設用地であります。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案 72 号の 6 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 72 号の 6 番

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 72 号の 2 番から 6 番に対する地

区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号の 2 番外 4 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 73 号 五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

12 ページをお開き下さい。議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

また、「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後 8 年を経過しているものであること。

以上 5 つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

13 ページをご覧下さい。

議案第 73 号

1 番	申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇	
	土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	畑 1 筆	935 m ²
	編入の目的		農地		
2 番	申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇	
	土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	畑 1 筆	1,020 m ²
	編入の目的		農地		
3 番	申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇	
	土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田、外田 5 筆	6 筆合計 7,734 m ²
	編入の目的		農地		
4 番	申出人	〇〇町〇〇	〇〇番地	〇〇〇〇	
	土地の所在地	〇〇町〇〇	〇〇番	田 1 筆	2,180 m ²

編入の目的 農地

5番 申出人 ○○町○○ ○○番地 ○○○○
土地の所在地 ○○町○○ ○○番 田 1筆 3,020 m²
編入の目的 農地

6番 申出人 ○○町○○ ○○番地 ○○○○
土地の所在地 ○○町○○ ○○番 田 1筆 7,797 m²
編入の目的 農地

以上6件について、編入の理由は、申出地は耕作地及び休耕地であるが、水稻、麦、飼料作物を作付し、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら周辺の農地と一体的な保全管理に努める。となっております。

次に19ページをご覧ください。

7番 申出人 貸出人 ○○町○○ ○○番地 ○○○○
借受人 ○○町○○番地
○○○○
土地の所在地 ○○町○○ ○○番の一部 畑
面積4,899 m²のうち1,400 m²
除外の目的 太陽光発電施設用地
施設の概要 太陽光パネル 325枚

8番 申出人 貸出人 ○○町○○ ○○番地 ○○○○
借受人 ○○町○○番地
○○○○
土地の所在地 ○○町○○ ○○番の一部 畑
面積5,991 m²のうち1,500 m²
除外の目的 太陽光発電施設用地
施設の概要 太陽光パネル 325枚

以上2件の除外の理由について、借受人は○○○○や○○○○を運営しているが、今回新たに太陽光による発電及び売電事業に取り組むため、当該地を貸借し、太陽光発電設備用地として利用する計画となっております。

なお、申請地は○○○○から北へ約1.7キロ及び2.5キロ付近に位置しております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きと
するため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作
等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約1.2mとするので近傍農地の耕作に著
しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

21ページをご覧ください。

9番 申出人 譲渡人 ○○町○○ ○○番地 ○○○○
譲受人 ○○都○○区○○ ○○丁目○○番○○号

〇〇〇〇
 土地の所在地 〇〇町〇〇 〇〇番の一部 畑
 面積 3,814 m²のうち 385 m²
 除外の目的 風力発電施設用地
 施設の概要 風力発電施設一式

10 番 申出人 譲渡人 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
 譲受人 〇〇都〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号
 〇〇〇〇
 土地の所在地 〇〇町〇〇 〇〇番の一部 畑
 面積 4,126 m²のうち 354 m²
 除外の目的 風力発電施設用地
 施設の概要 風力発電施設一式

以上 2 件の除外の理由について、譲受人は〇〇〇〇において〇〇〇〇で風力発電事業を行っている。五島市においても、申出地の所有権を移転し、風力発電施設用地として利用する計画となっております。

なお、申請地は〇〇〇〇から北へ約 3.2 キロ及び 4.7 キロ付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きとするため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

23 ページをご覧ください。

11 番 申出人 譲渡人 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
 譲受人 〇〇都〇〇区〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号
 〇〇〇〇
 土地の所在地 〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1,317 m²
 除外の目的 太陽光発電施設用地
 施設の概要 太陽光パネル 360 枚

12 番 申出人 譲渡人 〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
 譲受人 〇〇都〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号
 〇〇〇〇
 土地の所在地 〇〇町〇〇 〇〇番 畑 1 筆 1,103 m²
 除外の目的 太陽光発電施設用地
 施設の概要 太陽光パネル 320 枚

以上 2 件の除外の理由について、譲受人は〇〇〇〇において〇〇で太陽光・風力等自然エネルギーによる発電事業及び施設の管理業務を行っている。今回申出地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地として利用する計画となっております。

なお、申請地は〇〇〇〇から北へ約 4.6 キロ及び 4 キロ付近に位置しております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内は砂利敷きと

するため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響についてはソーラーパネルを高さ約1.2mとするので近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第73号の1番から12番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第73号の1番と2番及び7番から12番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第73号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の1番と2番、7番から12番について、当協議会は去る3月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第73号の1番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

議案第73号の2番

申出人：〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番

編入の目的：農地

次に

議案第73号の7番

申出人：貸出人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番の一部

除外の目的：太陽光発電施設用地

議案第73号の8番

申出人：貸出人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番の一部

除外の目的：太陽光発電施設用地

議案第73号の9番

申出人：譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番の一部

除外の目的：風力発電施設用地

議案第 73 号の 10 番

申 出 人：譲渡人 ○○○○
譲受人 ○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番の一部
除外の目的：風力発電施設用地

議案第 73 号の 11 番

申 出 人：譲渡人 ○○○○
譲受人 ○○○○

土地の所在：○○町 ○○番
除外の目的：太陽光発電施設用地

議案第 73 号の 12 番

申 出 人：譲渡人 ○○○○
譲受人 ○○○○

土地の所在：○○町○○ ○○番
除外の目的：太陽光発電施設用地

以上、編入の 2 件については、農用区域の編入のための当該計画変更は、適当である。除外の 6 件については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ない。との意見にすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 73 号の 3 番から 6 番に対する○○地区協議会会長の報告となっていますが、本日は○○○○ ○○地区協議会会長が欠席でございますので、私の方から報告いたします。

□ ○○地区協議会会長代理

○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 73 号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 3 番から 6 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 73 号の 3 番

申 出 人：○○○○
土地の所在：○○町○○ ○○番 ほか 5 筆
編入の目的：農地

議案第 73 号の 4 番

申 出 人：○○○○

土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番
編入の目的：農地

議案第 73 号の 5 番
申 出 人：〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番
編入の目的：農地

議案第 73 号の 6 番
申 出 人：〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇 〇〇番
編入の目的：農地

以上 4 件について、農用地区域の編入のための当該計画変更は、適当である。との意見にすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。
議案第 73 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。
議案第 73 号の 7 番から 12 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については適当である。除外のための計画変更についてはやむを得ないとすることに、ご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号の 1 番ほか 5 件、編入のための計画変更については適当である。議案第 73 号の 7 番ほか 5 件、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。25・26 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件

を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。27ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田33筆、畑38筆の計71筆で、面積が157,952㎡となっております。所有権移転につきましては、田1筆で、面積が2,160㎡となっております。

28ページをご覧ください。

1番1 利用権の設定を受ける者：○○○○
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地： 畑6筆

1番2 ○○○○ 畑1筆

1番3 ○○○○ 畑2筆

1番4 ○○○○ 畑1筆

1番5 ○○○○ 畑1筆

1番6 ○○○○ 畑3筆

1番7 ○○○○ 畑1筆

1番8 ○○○○ 畑2筆

1番9 ○○○○ 田1筆

1番10 ○○○○ 畑1筆

以上1番1から1番10の面積合計は田1筆 畑18筆 39,768㎡、
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。1番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者： ○○○○ 外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
利用権を設定する土地： 畑1筆 2,503㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

3番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者： ○○○○
利用権を設定する土地： 畑1筆 4,692㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者： ○○○○ 外7名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
利用権を設定する土地： 田1筆

4番2 ○○○○ 外4名 田1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
以上4番1から4番2の面積合計は田2筆 4,003㎡、
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

5番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者： ○○○○

- 利用権を設定する土地： 畑3筆 6,222 m²
更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 6番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田1筆 766 m²
更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 7番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑2筆 4,691 m²
新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 8番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑1筆 2,619 m²
新規で契約内容は賃貸借権となっております。
- 9番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑6筆
- 9番2 〇〇〇〇 田7筆 畑1筆
以上9番1から9番2の面積合計は田7筆 畑7筆 39,161 m²、
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 10番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑5筆 13,482 m²
更新で契約内容は〇〇町〇〇 〇〇番が賃貸借権、外4筆が使用貸借権となっ
ております。
- 11番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田1筆 1,136 m²
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 12番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田5筆 9,959 m²
更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 13番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田3筆 3,746 m²
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 14番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田10筆
- 14番2 〇〇〇〇 外2名 田1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
以上14番1から14番2の面積合計は田11筆 19,858 m²、
14番1が新規、14番2が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 15番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： ○○○○
利用権を設定する土地： 田 2 筆 5,346 m²
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件をご説明いたします。

16 番 所有権の移転を受ける者：○○○○ 担い手
所有権を移転する者： ○○○○
利用権を設定する土地： 田 1 筆 2,160 m²
契約内容は売買で対価は○○万円となっております。

1 番 1 から 16 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の ① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 74 号、利用権設定の 1 番 1 から 15 番、所有権移転の 16 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号、利用権設定の 1 番 1 外 26 件、所有権移転の 16 番は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。36 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができます。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 74 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。37 ページをご覧ください。

- 1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑 2 筆 2,541 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地：畑 8 筆 23,829 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑 1 筆 1,421 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地：畑 3 筆 3,407 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地：畑 3 筆 5,999 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：田 1 筆 1,698 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。
- 7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑 1 筆 873 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。

1 番から 7 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 75 号 農用地利用配分計画に対する意見について、1 番から 7 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 6 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

ここでしばらく休憩いたします。

15 時 15 分から始めます。よろしくお願ひします。

—15 時 05 分～15 時 15 分 休憩—

○議長

次に、議案第 76 号 平成 31 年度農業委員会年間活動計画について、を議題といたしま

す。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りした議案書をご覧ください。

平成 30 年度からの変更点について説明させていただきます。

まず、1. 重点活動方針については変更ありません。

2. 事務（事業）月別活動計画につきましては、項目の農業委員会交付金事業、機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金事業とありますが、毎月の地区協議会及び市の農業委員会総会につきましてはスケジュールの変更をしております。農業者年金業務委託事業につきましては、農業者年金受給者協議会役員会とありますが、4 月から 5 月に日程を変更しております。各種協議会等につきましては、農業委員会活動推進検討幹事会や常設審議委員会というのが平成 30 年度はあったのですが、平成 31 年度は削除しております。4 月には担い手推進チーム会議を追加しております。調査研究・情報等活動の中では、標準農作業受委託料金の改定とありますが、2 月から 3 月に移動させております。農業者年金業務委託事業ですが、11 月に五島地区農業者年金受給者協議会グランドゴルフ大会を追加しております。平成 30 年度には県大会があったので県で実施したのですが、平成 31 年度は単独での実施としております。その他の活動では、ながさき農業委員会女性ネットワーク総会、研修会を 6 月から 8 月に移動しております。10 月には新たな農地管理システム（フェーズ 2）の運用開始とありますけれども、これについては今使っている農地台帳システムを新しくフェーズ 2 というシステムへ変換しようと思っております。

□ ○○委員

どのように変わるのでしょうか。

□事務局

システム自体が変わりまして、実際に影響があるところが、もしかしたら総会の資料等の様式が多少変更になる可能性があります。それについては、事前に運営委員会や総会で意見を聞いてチェックしようと思っておりますけれども、その可能性がありますのでご了解をお願いしたいと思います。

以上、変更があったところの概略であります。よろしくお願いたします。

□ ○○委員

5 月に田畑売買価格等調査ってありますよね。これってどういうことをするんですか。

□事務局

毎年 5 月の地区協議会において、地区の農業委員さん達に田畑の売買の動向をお聞きして、それを取りまとめをして報告をしています。

□ ○○委員

聞き取りだけね。

□事務局

はい。

○議長

他に質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第76号 平成31年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号 平成31年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第77号 平成31年度標準農作業受委託料金の改定（案）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今、見ていただいていた資料の議案の最後のページをご覧ください。

議案第77号 平成31年度標準農作業受委託料金の改正（案）について

このことにつきましては、法令に基づき定めるものではなく、農業委員会が地域の農業者のために目安として設定するものです。各地域で農作業の受託を営んでいる個人や受託組織の受託料金を基に五島市管内の目安として示しております。よって、実際の受委託料金を規定するものではありませんので請負の際は、地域の実態や農作業事情等を勘案して相互間で料金設定をしていただくよう、委託を希望する農家の方々へご指導いただければと思います。内容であります。市内の受託組織に確認したところ、若干の増はありましたが、平均的には変動がありませんでしたので31年度は30年度と同額として、変更は行っておりません。

なお、この標準農作業受託料金の改正については、総会前に開催した運営委員会においても協議し、承認をいただいているところでございます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

□ ○○委員

うね立てというのは、畑でのうね立てなのか、最近流行っている畦塗機のことを指しているのか。どっちなのでしょう。

□事務局

今回検討した内容の中で、最近流行りのうね立てということで特別には協議しておりませんでしたので、従来の畑の中のうね立てということでご理解していただければと思います。

□ ○○委員

機械作業の料金には消費税が含まれておりません。これは、例えば機械を使用する人が消費税を要求した場合はとれると考えられるのか。

○議長

ここで確定ではないので、あとは相互間のやり取りで決定してもらおうということ。この条件で絶対やってくださいということではありませんから。委員会として指針を出すということなのでご理解をいただければと思います。

□ ○○委員

今思いましたけど、畦塗も今から考えていかないですね。

○議長

先程の田んぼの畦塗については、今後検討していきたいと思います。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 77 号 平成 31 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号 平成 31 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 78 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

ご説明いたします。39 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。40 から 50 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において、対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田 28 筆、畑 175 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 83,241.64 m²となっております。4 月からの累計は、田 177 筆、畑 539 筆、樹園地 4 筆で合計面積は 491,649.65 m²となっております。なお、51 ページが平成 30 年度の地区協議会別・地目別の集計表となっております。以上です。

○議長

41 ページに所有者住所、連絡先がありますが、これについては○○の農業委員と推進委員で○○を見に行き、委員会で非農地と判断させていただきました。

では質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 78 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願について
4. 農地所有適格法人要件確認について
5. 下限面積（別段面積）の見直しについて
6. 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
7. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 12 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 4 時 10 分 閉会＝